

那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成29年1月26日暫定版)

No.	分類	区分	問	質問	回答	発出日
1	人員の基準 (研修)	通所	1	通所型サービスAの「管理者」について、研修会は年間・月間での程度開催されるのか。	緩和型サービスAの指定を受ける資格取得のための研修会を年1回実施する。それ以外の研修については、平成29年4月から開始される事業であるため、必要な内容等の検討が必要である。研修内容が決まり次第示したい。	H29.1.27
2	人員の基準 (研修)	訪問	2	訪問型サービスAの場合の従事者並びに訪問事業責任者(仮称)及び通所型サービスAの場合の管理者において、資格要件に「市が指定する研修修了者」を規定しているが、職種に応じて市が求める役割が異なると思われるが、研修内容の違いは何か。1月26日の研修は各職種に対する研修を同時に行うと思われるが、同一の会場でどのように行われるのか。仮に研修が同一の内容である場合、市は職種の違いに何を求めているのか。特に訪問型サービスAの従事者と訪問事業責任者(仮称)が同じキャリアで市は事業所として問題なしと解しているのか。(今後、事業所指導において指導対象外となるのか。)	1月26日に開催される「緩和型サービスAの指定を受ける資格取得のための研修会」については、事業所に緩和型を実施していただくにあたり自立支援における本市の考え方を伝える目的で開催されるため全職種同じ内容で開催している。今後の研修内容については、検討中である。	H29.1.27
3	人員の基準 (研修)	共通	3	市が実施する研修を受講した場合、研修修了書等は発行されるのか。また、研修の有効期間は設定するのか。	発行する。有効期間については、1月26日の研修については、3年間とする。今後の研修についての有効期間については、研修の内容等も併せて検討していく。	H29.1.27
4	人員の基準 (研修)	共通	4	1月26日の研修が同一内容で実施された場合、各職種別(計4種)の研修修了書が発行させるのか。	緩和型サービスAの指定を受けるための資格要件としての研修修了証を発行する。	H29.1.27
5	人員の基準 (研修)	共通	5	サービス事業者向け研修は今後継続的に実施することになると思われるが、1月26日以降の開催、実施計画は示されるのか。また、平成29年度からの年間定期開催件数は何回を予定しているのか。	緩和型サービスAの指定を受ける資格取得のための研修会を年1回実施する。それ以外の研修については、今後検討していく。	H29.1.27
6	人員の基準 (研修)	共通	6	「市が指定する研修修了者」において、市が指定する研修には、市が実施する研修以外に、市が指定する外部研修は想定しているのか。	市が指定する研修については、外部研修の必要性も含めて、今後検討していく。	H29.1.27
7	人員の基準 (研修)	共通	7	「市が指定する研修」は随時開催か？ 例えば、管理者が病欠など長期不在となった場合、別の者がすぐに研修を受けて代行することになるのか。	緩和型サービスAの指定を受ける資格取得のための研修会を年1回の実施を想定している。管理者が長期不在となる場合は、次回の研修を必ず受講することとする。	H29.1.27